

2017年6月20日

日本フルオロカーボン協会

キガリ改正に基づく HFC の生産・輸入規制について基本的考え方

- ・キガリ改正に基づく HFC 規制を原則とする。
- ・日本の冷媒、冷凍空調産業の国際競争力を強化という観点から合理的な規制として頂きたい。

生産・輸入枠の割当

- ・基本は、キガリ改正に従う。
- ・国内では、フロン排出抑制法があり、そのフロン類使用見通しを目安とすることは、差し支えないと考えます。
- ・キガリ改正では、暦年で規制されるが、フロン排出抑制法では、会計年度で規制される。可能であれば、暦年に統一して頂きたい。
- ・前年実績値をベースに割当てることになると考えられますが、景気変動やユーザーの需要動向、技術動向によっては、不都合が生じる可能性があり、キガリ改正の枠内で、フレキシブルに対応頂きたい。
- ・つまり、毎年同じ削減率で削減するのではなく、場合によっては、キガリ改正の枠内で増加する年があることを認め、最終的には、目標年に必要な削減ができるようにする。
- ・必要以上の国内規制は、日本の環境負荷低減技術を含む国際競争力をそぐ恐れがあり、その点を考慮する。

割当数量

- ・基本的考え方として、GWP 値の合計の数量で割当て、何を生産・輸入するかは、個々の事業者が判断する。
- ・生産設備のトラブルや原料不足等の不測の事態発生時には、オゾン法と同様、製造業者については、製造枠を輸入枠に振り替えることを認める。
- ・逆に、輸入枠に振り替えた枠を製造枠に戻すことを、割当てられた製造枠を超えないことを前提に、キガリ改正の規制スケジュール上問題がない範囲であれば、原則認める。
- ・届出ることにより、数量枠を他の事業者と融通しあうことを、慎重且つ十分に検討し、キガリ改正の規制スケジュール上問題がないことを確認した上で、認める。
- ・他社への生産委託分については、委託元の生産枠とする。
- ・割当て時期は、HCFC の場合、最終的には、前年の 12 月ということになっているが、次年度の事業計画を策定するために、HFC については、可能であれば、もう少し早い時期に、割当てて頂きたい。

## 新規参入者

- ・最初の基準値は、キガリ改正の基準年である 2011 年～2013 年の数値に基づくことを基本とする。
- ・国全体として、HFC を削減しなければならない制度になっており、新規参入は、全体の方針から外れてしまうので、例外的に考える必要がある。
- ・例えば、2014 年～2016 年に実績がある事業者は、フロン排出抑制法上枠に余裕がある場合は、キガリ改正に抵触しない範囲で、2011 年～2016 年の実績の平均値をベースに、特別に認めることにしてもよいのではないかと考えます。
- ・上記以外の新規参入者は、新規参入の理由等を、慎重且つ十分に考慮し、キガリ改正に抵触しない範囲で、枠に余裕がある場合は、例外的に認めることにしてもよいのではないかと考えます。

## 事業者へのインセンティブとして認めて頂きたい事項

- ・基準限度と使用見通しの差をインセンティブとして活用し、製造・開発分野でイノベーションを促進し、環境負荷のより軽い物質や技術の開発や普及に注力する事業者を優遇する。

## 破壊数量

- ・破壊数量については、分析データと破壊証明書等で確実にその数量が証明できることとする。
- ・他の破壊業者に破壊を委託した数量もその数量を証明できることを前提に、慎重且つ十分に検討した上で、認める。当然のことながら、枠を持たない業者の委託した破壊数量は、枠に算入できない。

## その他

- ・キガリ改正では、GWP で規制されることになるが、より良い代替品の開発に当たっては、GWP 値のみを偏重せず、安全性、エネルギー効率を含む性能、経済性等も含めた総合的な観点が重要である。
- ・途上国から、HFC の破壊の依頼があり、バーゼル条約に則って承認された場合、その輸入された HFC は、今回の規制の輸入量に含まれるのでしょうか？
- ・今回の規制とは、直接、関係ありませんが、今後、医療用エアゾール等でエッセンシャルユースが必要となる可能性があります。今後の課題として、HFC のエッセンシャルユースをご検討いただければと存じます。
- ・今回の改正とは関係していませんが、モントリオール議定書では、規制対象外となっているプレチャージ等製品に含有されている物質についても、規制の対象とすることを検討頂きたい。